様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年10月30日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒  法人番号　5390001002010  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　第21次長期経営計画「Pro-Act」 | | 公表日 | ①　2024年 3月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当行ホームページ トップ ＞ 株主・投資家のみなさま ＞ 経営方針 ＞ 長期経営計画  　https://www.yamagatabank.co.jp/investor/keieihoushin/keikaku/img/keikaku-04.pdf  　P8：経営計画の概要、P9：経営計画の位置付け、P21～23：５．DX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　（P8：経営計画の概要、P9：経営計画の位置付け）  ・第21次長期経営計画（2024年4月～2027年3月）では、長期ビジョン※の実現に向けたフェーズ2と位置づけ、「Pro-Act」をテーマに掲げ、グループ一丸となって「Act（行動）」することにより企業価値の向上を目指す。  ※ お客さまの価値を共に創造し、地域ポテンシャルを最大化するため、金融・産業参画型ハイブリッドカンパニーになる。  （P21～23：５．DX戦略）  ・同計画の重点戦略の１つとして「DX戦略」を設定。DX戦略2024-では、前年までの「DXへの取り組み」を踏襲し、３つのValue※の創造をめざし、最新のデジタル技術の活用や行内外データの分析等を通じ、顧客向けサービスの高度化、行内業務の効率化、人財育成に取り組む。  ※ “地域”に「新たな価値」と「成長機会」を。（LX : Local Transfomation）  　 “お客さま”に「新たな体験」と「満足感」を。（CX : Customer EXperience）  　 “行員”に「働きやすさ」と「働きがい」を。（EX : Employee EXperience） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2024年2月27日取締役会決議に基づき長期経営計画を策定 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2025  ②　第21次長期経営計画「Pro-Act」  ③　本部組織の改正のお知らせ（2023年4月1日付）  ④　本部組織の改正のお知らせ（2024年4月1日付） | | 公表日 | ①　2025年 7月31日  ②　2024年 3月25日  ③　2023年 3月24日  ④　2024年 3月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当行ホームページ トップ ＞ 株主・投資家のみなさま ＞ IRライブラリー ＞ ディスクロージャー誌・統合報告書経営方針  　https://www.yamagatabank.co.jp/investor/library/disclosure/2025/index.html  　P44：５．DX戦略  ②　当行ホームページ トップ ＞ 株主・投資家のみなさま ＞ 経営方針 ＞ 長期経営計画  　https://www.yamagatabank.co.jp/investor/keieihoushin/keikaku/img/keikaku-04.pdf  ③　当行ホームページ トップ ＞ お知らせ一覧 ＞ 2023年  　https://www.yamagatabank.co.jp/release/pdf/2325.pdf  ④　当行ホームページ トップ ＞ お知らせ一覧 ＞ 2024年  　https://www.yamagatabank.co.jp/release/pdf/2613.pdf | | 記載内容抜粋 | ①　・これまでの「デジタル戦略」、「DXへの取り組み（DX戦略）」を前進させ、地域、お客さま、行員を取り巻くデジタル環境の整備を通じ、収益や利便性等の具体的な成果、変化を実現する「土台」を構築する。  ・目指す姿と重点課題  （法人ビジネス）  　目指す姿：最適な顧客接点の提供・データにもとづいた推進体制の定着  　重点課題：顧客接点・デジタルサービス・コンサルティングビジネスの強化支援、データ分析の活用機会拡大（データドリブン経営）、SFA／CRM／MAシステムの高度化  （個人ビジネス）  　目指す姿：メインチャネルとしてのスマホアプリ・非対面営業体制の確立  　重点課題：やまぎんアプリのサービス拡大、非対面営業の強化支援、データ分析の活用定着（データドリブン経営）  （地域ビジネス）  　目指す姿：DX推進企業としての地域からの認知  　重点課題：デジタル技術を通じた地域資源・地域インフラへの関与、DX分野等における地域・産学官金連携の強化、プロフェッショナル人財による推進体制の構築  （業務効率化・人財育成）  　目指す姿：創造性と活気が生まれる環境の構築  　重点課題：生成AIの活用機会拡大、行内業務の省力化、DX人財の育成、IT・デジタル・データリテラシーの向上 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2024年2月27日取締役会決議に基づき策定した長期経営計画、DX戦略に基づき作成。  ②　2024年2月27日取締役会決議に基づき長期経営計画を策定  ③　2022年12月19日常務会（取締役会決議事項以外の協議決定事項を承認する経営会議）決議に基づき対外公表  ④　2024年2月27日取締役会決議に基づき対外公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　統合報告書2025  　P51：人材育成方針／プロ人材の育成、P52：人材育成方針／組織的な人財育成への取り組み、P62：組織と従業員の状況／組織の状況  ③　本部組織の改正のお知らせ（2023年4月1日付）  　P1：２．主な改正内容  ④　本部組織の改正のお知らせ（2024年4月1日付）  　P2：２．主な改正内容 | | 記載内容抜粋 | ①　（P51：人材育成方針／プロ人材の育成）  ・デジタルおよびDX領域の企画·推進業務を担うキャリアフィールドとして「IT・デジタル」を設定。  （P52：人材育成方針／組織的な人財育成への取り組み）  ・主体的に成長する職員を育成·支援するため2013年に山形銀行金融大学校を設立。近年はデジタル関連のカリキュラムを増やし、IT·デジタルリテラシーの向上を図っている。  （P62：組織と従業員の状況／組織の状況）  ・システム企画部内に「DX戦略室（データマーケティングセンター）」を配置。  ③　行内外のデータ収集や分析の高度化を通じて、お客さまの利便性向上や職員の生産性向上を図るため、システム企画部デジタル戦略室内に 「データマーケティングセンター」を設置いたします。  ④　デジタル戦略を DX 戦略に発展させ、最新のデジタル技術の活用および各種データ分析を通じ、お客さま向けサービスの高度化・行内業務の効率化・人財育成の強化を図るため、デジタル戦略室を DX 戦略室へ改称いたします。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　第21次長期経営計画「Pro-Act」  　P23：５．DX戦略  ①　統合報告書2025  　P43：お客さま本位の営業活動／DX戦略における個人ビジネスの拡充、P45：営業体制の高度化／お客さま接点の最適化 | | 記載内容抜粋 | ②　（P23：５．DX戦略）  ３年後に目指す姿、重点課題に基づき、主な投資として以下のものを計画。  ・リモート商談の導入・定着  ・SFA／CRM／MAシステムの刷新  ・新API基盤の導入（カードローン、投資信託等の推進強化）  ・やまぎんアプリの活用拡大  ・生成AIの導入  ・新グループウェア、新ワークフローの導入  ・新BIポータル、大規模RPA等の導入  ・クラウド環境の有効利用  ・営業店業務軽量化環境の構築  ①　（P43：お客さま本位の営業活動／DX戦略における個人ビジネスの拡充）  ・お客さまのDX化支援やデータ分析の高度化を目指したAIプラットフォームの導入に加え、デジタル化や業務 集中による行内事務の効率化に取り組んでいる。同時に、お客さまのお手続きの簡素化・利便性向上に取り組み、創造性と活気が生まれる環境を構築していく。  （P45：営業体制の高度化／お客さま接点の最適化）  ・お客さまのライフスタイルに合った最適なタッチポイント（リアル／リモート／デジタル）を提供。場所を選ばず、いつでも快適な取引を実現。  ・集積したデータを利活用し、お客さまの属性や取引履歴から、潜在的なニーズにリーチする（データ利活用による太いつながり）。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2025 | | 公表日 | ①　2025年 7月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当行ホームページ トップ ＞ 株主・投資家のみなさま ＞ IRライブラリー ＞ ディスクロージャー誌・統合報告書経営方針  　https://www.yamagatabank.co.jp/investor/library/disclosure/2025/index.html  　P44：DX戦略2024- Summary／KPI（2027年3月までの目標値）と2024年度の実績 | | 記載内容抜粋 | ①　（P44：DX戦略2024- Summary／KPI（2027年3月までの目標値）と2024年度の実績）  ・ビジネスDXユーザー数  　KPI ：1万5,000先　　実績：1万4,617先  ・リテールDXユーザー数  　KPI ：42万人　　実績：43万52人  ・DX人財（デジタル関連資格取得者数）  　KPI ：600人　　実績：463人 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 7月31日  ②　2024年 7月31日 | | 発信方法 | ①　統合報告書2025  　当行ホームページ トップ ＞ 株主・投資家のみなさま ＞ IRライブラリー ＞ ディスクロージャー誌・統合報告書経営方針  　https://www.yamagatabank.co.jp/investor/library/disclosure/2025/index.html  　P29：トップメッセージ  ②　統合報告書2024  　当行ホームページ トップ ＞ 株主・投資家のみなさま ＞ IRライブラリー ＞ ディスクロージャー誌・統合報告書経営方針  　https://www.yamagatabank.co.jp/investor/library/disclosure/2024/index.html  　P26：トップメッセージ | | 発信内容 | ①　統合報告書2025のトップメッセージにおいて、経営トップ自らが、長期経営計画の重点戦略の１つである「DX戦略」について情報発信を実施。  （P29：トップメッセージ）※一部抜粋  DXへの取り組みについては、第21次長期経営計画「Pro-Act」において「DX戦略2024-」を重点戦略に掲げ、最新のデジタル技術の活用や行内外データの分析を通じた提供サービスの高度化、行内業務の効率化、人材育成等に取り組んでおります。  ②　統合報告書2024のトップメッセージにおいて、経営トップ自らが、長期経営計画の重点戦略の１つである「DX戦略」について情報発信を実施。  （P26：トップメッセージ）※一部抜粋  DXへの取り組みについては、2022年11月に「DXで目指す姿」と「DXで生み出すValue」を公表してDX戦略を推進してきました。当期においても、デジタル技術の活用による利便性の高いサービスの提供に努めるとともに、新設したデータマーケティングセンターを中心に、AIプラットフォーム「DataRobot」を活用して行内外データの高度分析を図るなど、多様化するお客さまのニーズにお応えする新たなビジネスの創造などを目指す取り組みを強化しました。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ① 取締役ならびに常務執行役員で構成される経営会議において、四半期毎にシステム投資計画の経過、IT・デジタルに関する課題、最新デジタル技術の動向を把握し、今後の方針を決定している。  ② 2024年2月、取締役ならびに常務執行役員で構成される経営会議において、2025～2027年度のDX戦略策定にあたり、自行のDXの現状を把握し、同期間内に実施すべき課題を明確化（定期的な振り返りも実施）。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ・2024年6月、中長期的な視点による計画的な対策等を実施することにより、サイバーセキュリティ管理態勢の強化を図るため、サイバーセキュリティ長期計画を策定。また、計画策定にあわせて、サイバーセキュリティ管理の重要性を認識し、高度化・巧妙化するサイバー攻撃を踏まえた管理態勢の整備を基本方針に掲げた「サイバーセキュリティ取組方針」の対外公表を実施。  （ガバナンス）  ・サイバーリスクを当行のトップリスクの一つとして位置付け、経営者自らが最新情勢への理解を深め、経営主導のもとに継続的にその対策を推進。  ・サイバーセキュリティ管理委員会を設置し、経営陣を含めてサイバーセキュリティ管理やサイバー攻撃事例等の報告、およびサイバーセキュリティ管理方針の策定にかかる協議を定期的（四半期毎）に行う体制を構築。  ・サイバーセキュリティ事案に適切に対応するため、組織内CSIRTを設置し、サイバーセキュリティ管理活動に取り組んでいる。  （戦略）  ・サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御策、サイバーセキュリティ事案発生時の被害拡大防止策、システムの脆弱性に対する予防的措置等を講じている。  ・ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用し、サイバーセキュリティ管理水準の定期的な評価を実施することで、サイバーセキュリティ管理水準の維持・向上を図っている。  ・サイバー攻撃を想定した対応マニュアルを策定し、訓練や見直しを実施することで、管理態勢を整備している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。